

# 事実解明理論と資金的損益貸借対照表論覚書

今井敏博

## 目次

- 一. はじめに
- 二. 井上学説における計算構造類型
- 三. 時価会計
- 四. 事実解明論

## 一. はじめに

「なに、あれは眉や鼻を鑿で作るんぢやない。あの通りの眉や鼻が木の中に埋つてゐるのを、鑿と槌の力で掘り出す迄だ。」漱石『夢十夜』「第六夜」の、運慶が護国寺の山門で仁王像を刻んでいることを評しての話である。

「自分は此の時始めて彫刻とはそんなものかと思ひ出した。果たしてそうなら誰にでも出来る事だと思ひ出しました。それで急に自分も仁王が彫つて見たくなつたから見物をやめて早速家へ帰つた。」「自分は積んである薪を片つ端から彫つて見たが、どれもこれも仁王を蔵してゐるのはなかつた。」

埋まっているなどという仁王が、何か実体があるように思われて、それを掘り出せなかったとなると埋まっている仁王を、埋まっている薪を探しだせなかったということ、存在している実体を探し出せなかった、そのように考えているように思える。ここでの引用ではそのように読めるであろう。

自分が仁王を彫るということから考えると、自分の意識というイメージの

中にあるものを生みだしていく、薪の中に作り出していくことなのであろう。たとえそれが下手なものであったとしても、作る前に人の意識の中にあったということが立派であるということになるのである。

作るとなると主体があつて、その主体で考えるのがごく当たり前の話であるように思われる。ところが法則とか真理とかという話になると、作ったとかという話にしてしまうのはそぐわないように感じてしまうものである。法則とか真理とかがあるとした方が、あるいはあるとしておいて差し障りがないからであり、ないという方が変なことになる。法則といわれるものなどは自分だけの意識の中にあるだけであるということではなく、存在するというを想定しないと話がややこしいことになるからである。しかし他の者の認識が自分の認識していることと同じであることは検証できない。ただ同じであろうと想定するだけである。それで満足できない場合には、どうすれば同じであると人が見なすのかを考えるしかないであろう。それは妥当と考えている観点を見ることなのではないだろうか。いささか大仰になりすぎたか。

さて論文、著書を読むということは、その中に埋まっている仁王像を掘り出す作業であろう。掘り出した仁王像が、書いた人の仁王像と同じものであるかどうか、読み込んだことが同じであるかどうかは、ひとつにはいろいろ書かれていることと齟齬がないかどうか、もうひとつには書かれていないことに当てはめてみることで、彫られていないと思われるところを掘ってみて、そぐわないことにならないかどうかということが判断基準になるのではなかろうか。その過程でどのような技法が使われているのか、それらが新しい薪にどのように使用できて、新しい仁王を掘ることができるのか、このようなことがないとあらためて読む価値がないものであると思われる。

私は（今井2013a）において飯野説を土台にしながらも有価証券を取得原価で評価することを主張しているとみられる井上説に関する所説を検討した。しかしそこでは有価証券を時価評価することを主張する飯野説との違い、私の理解を指摘したところで終わっていた。ただ評価基準についての違いだ

けであるのならば、さらに井上説を取り上げる必要は私の立場からすればもうないのであるが、井上説は有価証券原価評価自体が主眼にあるのではなく、また、笠井等が取り上げたように資産分類論だけが主目的でもないのである。それらを越えたところに重要なものがあつたようなのだが、もしそうであるならばあの論争はいったいなんであつたのか疑問に思うところもあるが、井上説はその後急速に展開を遂げたように思えるのである。

私は「別稿において井上良二説のさらなる検討の必要があることは述べておいたのであるが、これは、井上が飯野のいうところの存在論的方法を受け継いでいると思われるからであり、資金的損益貸借対照表の展開を考えるうえで重要と意識しているからであつた」（今井（2013b）、14頁）と述べておいたのであるが、それは先の論文で飯野説を展開するにあたって井上説を論ずるつもりであつたものが紙数の都合で触れることができず、またそれを展開するつमりの後の論稿でも触れることができなくなってしまったために検討不十分のままに心覚えとして述べたものであつた。

その時点では理解できていなかった、また、誤解をしていたのであるが、井上が損益法の系統で考えていることと、私が資金的損益貸借対照表は時点計算、つまり財産法の系統であると解釈することから生ずることとの違いが、当初思っていた以上に大きいということ、また、一元的理論を考えているのか、分類論的理論を考えているのか、私なりに理解できていないことなどからいささか不適切な叙述であつた。

さらに井上（1993b・1996）が飯野の一説を利用しながら自説を展開する糸口にただ使用したということであつただけであつた、かもしれないということにも思い至らなかつたことである。しかし依然として、論理展開など検討しなければならない、学ばなければならない重要なものであることには変わりはない。本稿では井上（2014）学説を検討し、その事実解明理論を学ぶことを通して、飯野の存在論的方法による資金的損益貸借対照表の展開のための道具を検討しようとするものである。

## 二. 井上学説における計算構造類型

井上は「財務会計は、法規範や慣習規範のみならず各企業が自主的に定めている会計処理・報告の行動様式（以下ではこれらをルールと呼ぶ）に基づいて行われる会計」であり、「財務会計とは社会的行動の一つである。それは、一定の目的（…）のために上述のルールに従って企業の経済活動を認識し、測定し、その結果を伝達する行動である。」「この会計のルール群は、会計人が表現しようとする目的に沿うような形で形成されていると考えられることができる。もし、会計ルール群が会計人の表現しようとしている目的と矛盾するように制定されているときには、会計人の行動は社会から与えられた目的を達成することはできないことになる。…。会計というのは会計人の行動であったから、それは会計が社会の期待に応えられていないことを意味する。このことは会計人の行動である財務会計が社会的機能を実現できていないことになるから、この役割の期待に応えるために会計ルール群を変化させることが必要とされる。」と述べる<sup>1)</sup>。

この記述によれば、井上は、会計ルールは会計人が表現しようとする目的と一致している必要がある、また、会計人は社会から行動目的を与えられている。そうすると会計人の表現しようとする目的と、社会が会計人の行動に期待する目的とが一致するのであればよいが、このような問題は会計学の存在理由にもかかわる根本問題であるのかもしれないが、本稿では正面から取り上げることは避けて通る。私には井上学説全体を検討するには力不足・能力不足であるからである。また、先に述べたように本稿が問題にするのは資金的損益貸借対照表へ役立てるための研究であり、資金的損益貸借対照表は「測定職能」<sup>2)</sup>であるからである。したがって井上学説のうちの計算構造に関連することだけを問題にする。

さて井上は、「利益計算の方法として、わが国では損益法と財産法とがあるといわれてきた」が、「損益法および財産法という損益計算方法は、本来、そこに投入される材料如何によって異なるものを算出する汎用的な機械に類

似する。損益法・財産法自らがそこに投入する材料を規定することはできない。したがって、計算体系は損益法と財産法という二つの利益計算方法の結合関係(これを仮に計算構造と名付けておく)だけを明らかにすることによっても類型化することはできない。計算体系は、実は、会計目的(財務報告目的)と結びついて計算構造が特定され、初めて類型化が可能になる。そもそも計算は人間の行動だから計算目的と結びつく必要がある。」という<sup>3)</sup>。以上の観点から、財務会計の四つの類型(損益法と財産法の結合形態)に分類される。

表1 財務会計の四つの類型<sup>4)</sup>

<p>第一類型：財産法<math>\subset</math>損益法 損益法利益 = 財産法利益                  財務報告目的：損益計算と利害調整                  計算体系：取得原価主義会計 企業会計審議会、ASBJ</p>
<p>第二類型：損益法<math>\subset</math>財産法 損益法利益 + その他の包括利益 = 財産法利益                  財務報告目的：企業価値予測(資源の効率的利用の評価に関わる一部の資産等の時価評価と取得原価測定)                  計算体系：時価会計(公正価値会計)の(1) FASB等、IASB</p>
<p>第三類型：損益法<math>\subset</math>財産法 財産法利益 = 損益法利益                  財務報告目的：企業価値予測(資源の効率的利用の評価に関わる多くの資産等の時価評価。財務業績情報に関して第二の類型と異なる。)                  計算体系：時価会計(公正価値会計)の(2) ASB(UK)</p>
<p>第四類型：損益法<math>\subset</math>かつ<math>\supset</math>財産法 財産法利益 = 損益法利益                  財務報告目的：実体資本維持                  計算体系：時価主義会計</p>

「第一の類型は、財産法は損益法の部分集合であるから、損益法に矛盾しない限りで存在する。…。より、正確には、財産法も損益計算は貸借対照表

において独立の計算をするが、その結果は損益法の利益額と必ず一致するように仕組まれている。この点を飯野利夫教授の考え方により明らかにしておこう。」といい、飯野（1979、282頁）の貸借対照表を説明して、「基本的には、損益計算書によって表現される投下資金回収計算の場合と同様な計算の構造を持っているといえるのである。ここに、貸借対照表によっても投下資金回収計算が行われているとみることができる。」このような貸借対照表の認識・測定対象は貨幣動態（企業における貨幣の流れを跡付ける）とする計算体系であり、実は取得原価主義会計であって「この計算体系は、一方では、企業の貨幣価値増殖過程を跡づけ、企業の増殖した貨幣価値のありようを把握する目的フローの計算書といえる損益計算書によって表現される期間損益計算を行う。他方では、ストック計算を意味する貸借対照表による損益計算を行うのである。しかもその期間損益計算は、財務会計の社会的機能の一つである所得分配機能を達成するための重要な手段となっている。こうして、伝統的な取得原価主義会計は、期間損益計算によってすべて支配されているといって過言ではないことになるのである。」と論じた後に、さらに資産分類にも言及し、伝統的の制度会計の流動資産・固定資産・繰延資産分類と矛盾するものではないと考えるという。そして「この第一類型はその基本的な立場を収益・費用アプローチ（利益を収益・費用の差額として定義し、その損益計算を計算体系の中心とする考え方）においていることに注意しよう。…。言い換えれば、資産・負債アプローチ（利益を資産および負債で定義し、それにもとづく財政状態の計算を中心とする考え方）を特徴付けている「評価」ではなく、収益・費用アプローチを特徴付けている「配分」・「費用・収益対応」の思考で会計基準が設定されていると解される。」<sup>5)</sup>と述べるのである。

「第二の類型は、損益法が財産法の真部分集合であるから、財産法で計算される利益（包括利益）の一部の計算（純損益の計算）をする方法であり、財産法の利益と一致するためには、その他の要素（その他の包括利益）を加算する必要のある計算構造」であり、この計算構造では、純利益（または稼

得利益) 計算の重要性を否定しないが、最終的な利益を包括利益とする。FASBにおける稼得利益は、現金から始まり現金に終わる一循環で考えられているので、それは投資とその回収を意味するものであり、稼得利益は包括利益のうちの実質的あるいは現実的に実現した利益部分を示すものである。そこでの資産の流入額は収益と結びつき、流出額は費用と結びつくものと考えられるので、稼得利益計算に際して想定されているものは、わが国でいう損益法により計算される利益であると解するのが妥当であり、包括利益は、純資産の期末と期首の比較が想定されていると考えられるので、わが国でいう財産法による利益計算が想定されているとされるのである。この類型は時価会計であるという<sup>6)</sup>。

第三の類型は、損益法は財産法の部分集合であり、財産法と矛盾しない限りでその存在が認められるが、真部分集合でないので、損益法によって計算される利益は財産法によって計算される利益と一致するという。財産法と損益法との結合関係では財産法を主とする類型である。第四の類型は、形式上第三の類型と同じであるが、損益法と財産法とが対等である点でことなり、計算構造が同じであるが財務報告目的が相違することによって異なる情報が産出される。第三類型では企業価値の予測にとって有用な将来キャッシュ・フロー予測を可能にする情報の提供が目的とされ、資産・負債アプローチがとられる。損益計算書からの情報は、主として、資源の効率的な利用の評価という意味での業績評価によって将来キャッシュ・フロー予測に役立つという点に意味が見いだされる。それに対して第四類型は、期末時点での企業生産能力のような財政状態と当該期間の活動業績を表す損益計算に係る情報とが並列的に意味を持っていて、そこで必要とされる利益は包括利益であり、純利益なり稼得利益の必要性は存在しないと述べられる。第三類型も時価会計であるという<sup>7)</sup>。

表2 アプローチと計算構造類型<sup>8)</sup>

<p>収益・費用アプローチ</p> <p>(収益・費用の認識・測定が資産・負債の認識測定よりも先行する計算体系を生み出す考え方)</p> <p>└ 第一類型</p> <p>    損益計算書中心の配分思考⇒(基本的に)過去志向</p> <p>    貸借対照表は連結環</p>
<p>資産・負債アプローチ</p> <p>(資産・負債の認識・測定が収益・費用の認識・測定よりも先行する計算体系を生み出す考え方)</p> <p>└ 第二類型      第三類型      第四類型</p> <p>    貸借対照表中心評価思考⇒(基本的に)将来志向</p> <p>    損益計算書は将来予測プラス業績評価</p>

以上により、井上は、第二類型および第三類型が時価主義会計と呼ばれるものであり、論者により混合属性会計とか混合属性システムといわれものであることが明らかになったので、次に時価会計と公正価値会計との関係を以下のように考えるという。

「わが国の金融商品会計基準では公正価値(わが国では公正な評価額)は時価すなわち市場価格(…)であり、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(類似金融資産の市場価格を変動要因を加味して調整する方法、将来キャッシュ・インフローの割引現在価値、一般に普及している理論モデルやプライシング・モデルを使用する方法等)であるとされている。

ところで市場価格はキャッシュ・フローと割引率に関して市場参加者が同意をした結果として成立した均衡価格である。また、合理的に算定された価額のうち類似資産の市場価格は期末時点での類似資産について市場が認めたキャッシュ・フローを市場が認めた割引率で割り引いた価額であると考えら



れる。これに評価対象の資産に特有の要因を加味して調整した額である。理論モデルもプライシング・モデルも基本は割引現在価値であるといわなければならない。そう考えると、…。市場価格と合理的に算定された価額はともにその基礎に将来キャッシュ・フローの割引現在価値があるということである。

わが国だけでなくグローバルスタンダードにおいても公正価値を考えると時価を中心に考える。…。時価会計では取得原価を測定のために基準として採用する。公正価値会計の通奏低音として割引現在価値を考えると取得原価がどうしても引っかかるのである。…。

公正な評価額を時価とその類似物と考えることから取得原価が理解できなくなる。全体を割引現在価値で考えているのだから、取得原価も取得時点での市場によって認められた割引現在価値と解することはできないであろうか。…。ここで考えるべきは、取得原価は時点の異なる公正な評価額ということである。過去時点の公正価値であり、現時点でもそれを改訂する必要を認めないからこそ取得原価によって測定されるのである。そうであれば、時価会計こそが公正価値会計であることになる。本書は、時価会計、混合属性会計、公正価値会計は同じものに異なる名称を付しているものと考え、その観点で論を進める。」<sup>9)</sup>

以上のように、井上は、いわゆる制度会計といってよいと思われる第一類型、第二類型、そして第三類型の財務会計の基底に「割引現在価値がある」と考えることにより、これらの財務会計を包摂する「財務会計論」を析出した。

ただここで用いられている損益法・財産法というのは「汎用的な機械に類似する」ということであるが、表2からうかがえるように、実際は財産法的志向が主導して、貸借対照表が、過去のもの集計であるか、未来のものを見込んだものであるか、という違いにとられているのではないだろうか。損益法が中心で、というか日常記録として会計があり、期末時点でそれら記録から離れて、あるいは記録を基にして財産法、貸借対照表中心で思考し直す、

評価し直す、そのように考えているようにも思えるのであるが。

ところで財産法・損益法というものをそもそもどのように解するのか、という問題があるように思う。井上理論を離れることになるかもしれないのであるが、私は、財産法・損益法を認識の問題として考えたいのである。たとえば、日常の活動で商品を購入するとその時その商品を認識し、記録するのが損益法であり、それから時間が経ち、期末時点など一定の時点で企業にある商品が、そのままある、陳腐化している、減耗しているなどと認識するのが財産法、というように考えてみたらと考えているのである。だから私は、資金的損益貸借対照表は財産法の系統のものであると考え、時点計算ということ強調すべきであろうと思うのである。これは財産法・損益法を貸借対照表作成の方法として解することである。

### 三. 時価会計

井上は、1990年代後半のいわゆる会計ビッグバン以前の財務会計を伝統的会計と呼び、ここでの目的は、(1) 企業利益の分配の基礎となる情報を提供するという目的と (2) 投資者が投資意思決定をする場合の情報を提供するという目的であるという。(1) の目的は、利害調整機能を果たすといい、会計責任論と分配可能利益に関する二つの理論的な基礎を持つという。そして、会計責任論により特定される財務会計の計算体系は取得原価主義会計に他ならないという。

もう一つの分配可能利益の計算の理論的基礎には解釈が二つあるという。一つ目の解釈では、分配可能性とは収益の背後には貨幣性資産の裏付けがあり、その結果収益から費用を控除して求められた純利益にも貨幣性資産の裏付けがあるから分配可能であるというもの。二つ目は、利益は回収した資本と維持すべき資本を超えて回収した資本との差額であると考えられるもので、その回収余剰分を分配しても当初の維持すべき資本を侵食することがないという事で分配可能とするもの。この考え方の背後には、利益は投資の成果の

計算で投資と投資回収の差額として計算されるという考え方があり、期間利益計算はその投資と投資の回収、したがってキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローという二つのキャッシュ・フロー計算の期間配分によって計算されることを意味するという。この期間的に配分された期間帰属収入（収益）と期間帰属支出（費用）による計算が期間投下資金回収計算であるとする。そしてその際に、当該期間収入・支出と考えられずに将来期間に配分された支出・収入が資産・負債とされる。

このような基本的な考え方は重要な問題点があるという。たとえば、たとえ企業に対して将来リターンを生じさせたり、リスクをもたらしたりすると考えられるものが存在しても原則として過年度および当年度に支出が行われていないもの資産として記載されない、オフ・バランス項目の登場で経済的実態を表さない、といわれてきたと述べる<sup>10)</sup>。

経済的実態の開示のために伝統的な取得原価主義会計は変化を余儀なくされ、その対処法は、リスク・リターンの開示、含み損益の顕在化を目的としたものであり、部分的に時価評価が導入された。ここでの時価評価は取得原価主義会計の本質を変質させるものではないと解釈されてきた、と井上は述べる。しかし、首尾一貫した論理で説明しつくされるものか否かに関して両論あるという。

時価評価が導入されても首尾一貫した考え方によって説明可能というものには、「(1)取得原価主義会計のもとでの収益認識との同一性を主張する。(2)一部貨幣性資産の時価評価が取得原価主義会計のもとでの実現概念と矛盾するものではないことを主張する。そして、(3)費用性資産についての評価は取得原価主義会計の費用性資産の測定と同一であることを主張する。」というものがあるという。(1)は実現概念を「リスクからの解放」という考え方で考えるものであり、(2)は売買目的有価証券、その他有価証券に見られるもの、そして(3)は費用性資産の減損会計の適用に見られるもの、低価基準の論理と同様な論理で解釈しようとするものであるという。

これに対して、取得原価主義会計としての首尾一貫性を欠くが現行の財務会計に対する要請、財務会計は作成者指向型であるよりも、利用者志向型であるべきであるということからその存在が認められるとする考え方によるもの。「言い換えれば、情報利用者の意思決定一有用性の観点から財務会計は構築されるべきであるとするものであり、多分に規範論的な理論展開の結末である。」という<sup>11)</sup>。

これらを総括して井上は、「少なくとも、現時点において「時価会計」は、(1)特定の領域に適用された時価評価会計、たとえば売買目的有価証券の会計処理において適用される時価評価による会計、(2)複合的な測定属性の混合した会計であるが、取得原価主義会計の延長線上にあり、いわば矛盾の生じない限りで拡張された取得原価主義会計、(3)問題はあがるが、意思決定有用性の観点から認められるというような考え方があることになる。しかし、注意すべきことはいま一つの考え方である。それは、複合的な測定属性を持つことが本来的に意味のある計算体系であり、従来考えられてきた取得原価主義会計、時価主義会計とは異なり、それらと並列され、独自の計算目的を充足する計算体系（これをカギカッコなしの時価会計と呼ぼう）というものである。よって、四つの解釈が存在しているといえる。…。本書では第四の考え方を使用して説明してみよう。」と述べる<sup>12)</sup>。

第四の考え方によると時価会計は公正価値会計としての特徴を持つという。先にも触れたように公正価値に関して二つの考え方、時価で代表される考え方と将来キャッシュ・インフローの割引現在価値で考える考え方との二つがあるが、どちらもその基本に将来のネット・キャッシュ・インフローがあることに変わりがないことを再論する。そして、わが国の企業会計基準委員会のワーキンググループの「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」の資産概念を解説し、そこにおける資産とは、キャッシュ獲得能力であるという。

取得原価主義会計といわれてきた会計における資産概念は、将来費用説あ

るいは計算的に擬制された現金説によって説明されてきたが、将来費用説では貨幣性資産といわれるものが説明できないために統一的な資産概念とは言い難いものである。そうであるのならば伝統的な会計において統一的な資産概念を強調する場合には現金説をとらざるを得なくなる。そうなるとわが国の概念フレームワークの資産現金説と符合するようにみえるが、「単に現金をキャッシュという用語に替えただけであるというのであれば、伝統的な会計においてオフ・バランス項目とされたものが近年の会計（…）においてオン・バランス項目となったのはなぜであろうかに答えなければならない。しかし、それは容易なことではない。というのは、時価会計における資産概念であるキャッシュ獲得能力でいうキャッシュのフローはアウトフローではないということである。キャッシュの「獲得」が問題とされる以上は、キャッシュのインフローでなければならないはずだからである。それに対して、伝統的な会計におけるキャッシュのフローは、獲得あるいは回収ではなく、当初の現金に引き戻されるので「投下」された資金が問題になっていることに注意しなければならない。すなわち、そこでの現金はキャッシュのアウトフローである。…。捉えるキャッシュ・フローの流れが正反対になったということである。…「時価会計」は伝統的な会計の延長線上にあるとする考えを採る場合には、逆の流れをとることが取得原価主義に反しないことを明らかにする必要に迫られる。」取得原価主義においても貨幣性資産、棚卸資産の低価基準には回収可能額が問題とされていたが、非貨幣資産においては問題とされていなかったとあってよく、「時価会計においては貨幣性資産であれ非貨幣性資産であれ、ともにキャッシュ獲得能力、したがってキャッシュ・インフローを問題にしていることになる。ここにオフ・バランス項目をオン・バランス項目とする秘密が隠されていたのである。」と述べる<sup>13)</sup>。

井上は取得原価の意味をさらに考えなければならないといい、取得原価は財の取得時の貨幣評価額であり、ここでの貨幣評価額に二つの意味があるという。一つは当該財獲得のために犠牲に供された貨幣額である。もう一つは

当該財の物としての価値の評価額である。価値の評価額という考え方の背後には将来キャッシュ・インフローの割引現在価値の考え方が存在するという。ある財が100万円である時、その財に100万円の貨幣が投入されたとすると、「完全市場を前提とすれば、当該財を取得しようとしている市場参加者がその財を使用することによって得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値が100万円であると予測し、それが市場参加者によって一般に受け容れられた価額（均衡価格）であるということの意味するからである。」という。さらに「取得原価から離れて減損の適用をするのは財の取得者が取得時に予測したキャッシュ獲得の予測に変化があったときである。したがって、取得原価が採られているということはその予測に変化が生じていないと考えていること、すなわち当初の予測値の継続が妥当であると考えていることを意味する。予測値の変化に関して近年の会計基準は収益性の低下に伴う取得原価（キャッシュ獲得能力）の修正と捉える。…。そこでの取得原価は決して投下額（キャッシュ・アウトフロー額）ではなく、将来キャッシュ・インフローの予測値の取得時点での価値である。この意味では、減損会計は後に詳述するところであるが、収益性の低下に伴う取得原価の修正ではあっても、それを取得原価主義会計の延長ということはできないということも理解できるであろう。」と述べる<sup>14)</sup>。

井上は、上述のように取得原価における貨幣評価額の二つの意味があるとして、非貨幣性資産に対して、取得原価主義の立場から減損を適用することに対し理論的ではないと批判する。しかし、棚卸資産における低価基準の適用については取得原価主義の拡張を認めているようにも思われる。低価基準をどのように考えるかという問題はあるが、投下された資本は何が何でも投下時点での貨幣額で維持されなければならない、という論の建て方もあるであろうが、現実問題として（何が現実かは感覚的なのであるが）、当初投下した資本額が到底回収できないのであれば、その額まで引き下げて、損失を認識しておこう、いや認識すべきであるという論も考えうるのではないだろ

うか。減損の問題も従来の論理の延長線上で考えられると思われる。井上はここで自分の時価会計の観点で論じているので、外在的批判になっているのではないだろうか。同じ現象を二つの違う観点から説明できることはありうるものであり、時価会計と従来のいわゆる取得原価主義会計が並び立つような形でここまで論述されてきていたように思われるのであるが、ここに至り論調が変わったように思われる。次章での論述も意識されてのことであろうか。

財を取得するとき、資本を投下したのであり、まさにそのような行動をとるとき当然、通常はその投下資本額以上を回収しようと思って投下するはずであろう。その時点で、過去と未来とが結節しているのである。井上は、現在のいわゆる制度会計が利用者志向であるから未来の方を見て、将来キャッシュ・フローが役立つと考えるのである。ここで視点が転換している。投下したのは企業者、会計報告の作成者である。

私はいわば取得原価主義会計の拡張で財務会計を考える側であり、作成者指向型というような立場である。投下・回収が原点、企業会計でいえば全期間損益が利益とはなにかを考えるうえでの原点であると思うので、大きなことをいってしまうと経済活動といわれていることの原点であると思うので、その観点から財務会計を構成してゆくべきであると考えている。経済活動がいろいろと変化するにつれていろいろな要素が、現象が加わるが、原点にあるものを見失わないような展開を考えていくべきであると思っている。「会計は“技術”、対象が多様でもよいではないか」<sup>15)</sup>ということを否定するものではなく、むしろ会計の職能として分割すべきものは分割すべきであると思う者なのであるが、会計基準というものもキャッシュ獲得を巡るこの利益追求に対する原点のいろいろな現象であると思われてならないことから、このような観点からの批判検討が必要なものと考えているのである。それはいわば経済活動における《末那識》とでもいうものを見いだすことであると思うのである。

ところで井上は、「完全市場を前提」にしているようなのであるが、完全市場というようなものを前提にして組み立てた理論というのはどのようなこ



とを目指しているのでしょうか。このような前提を問題にする必要はないのでしょうか。世界は完全競争市場に向かっているということなのであるでしょうか。

#### 四. 事実解明論

類型論の第四類型の財務報告目的が実体資本維持であった。それでは時価会計と資本維持とはどのように考えられているのでしょうか。

井上は、武田隆二によるファイナンス型市場経済とプロダクト型市場経済という二つの産業構造が併存している場合、武田説によれば金融財への投資による利益は貨幣資本維持後の余剰額を、実物材の利用による利益は時価主義会計に従う限りは実物資本の維持後の余剰額を示すものと考えられるが、取得原価主義会計であれば貨幣資本維持後の余剰額となるといい、このような考え方は石川純治によってもとられているという。石川説を述べたのちに、「現時点での会計実践においては、たとえば、短期的売買目的有価証券の評価益と棚卸資産の売買による利益とが同一の純利益の中で計算され、一元的な資本・利益計算が行われているといえよう。このような現実を観察して、規範論的には、理論に反する計算あるいは表示が行われていると考え、それは誤りであり、直ちに改善されるべきであると主張すべきであるというのはい一つの妥当な考え方である。しかし、いま一つの考え方は、現にそのようにお行われているのは、何らかの理由があると思われるので、それを説明することのできる理論があるかどうかを探求するという考え方も同時に可能であると考え。事実解明論はこの系列に属するものである。事実解明論にあつては、実際に存在しているものをなぜそうなのかを矛盾なく解明しようとするものであり、矛盾なく説明できないとすれば、そのことを明らかにするものであろう。こうして、本書では次に、事実解明論的な展開が可能か否かの検討をすることにしよう。」と井上は述べる<sup>16)</sup>。

そして時価会計の計算構造を検討し、「時価会計という計算の体系は、その形式的な面にのみに注目するとすれば、金融商品の一部に時価評価が導入



された会計である。したがって、この時価会計においては、資産に関していえば、時価評価が適用されるべき資産と従来通りの取得原価が測定基礎として適用されるべき資産とがあることになる。このような時価会計における資本維持はどのように考えられるかを論じたものが本項である。時価会計が取得原価主義会計の延長であると考えられる立場では、こと新たに資本維持論を検討する必要はないかもしれない。しかし、これまでのわが国の先行研究において、産業構造あるいは資本の機能と関連して維持すべき資本概念についての二分論が展開されている。…。

ここで注意すべきことは、二分しないで現実を説明するということと、一定の基本的な理論（たとえば産業構造の変化、資本の異なる機能等）にもとづいて時価会計がいかに行われるべきかを論ずることとは別の問題であるということである。前者は事実解明理論であり、後者は規範理論である。観念的には、理解ができているとしても、ともすれば、両者は混同されがちである。本書は、基本的には、事実解明論のレベルで時価会計が単一の資本維持の概念とその意味では単一の利益の概念とをもって説明することが可能であることを示した。…。ことの善悪を別として単一の概念の下で機能しているように思われる現実を説明することがまず大事であると考えているのである。

単一の資本維持概念の下で説明される時価会計での資本維持概念は「成果資本維持」であり、それはIASBによる金融資産に関わる資本維持概念を全資産に関わる資本維持概念に拡張したものであるということができよう。…。市場価格も理論価格としての割引現在価値と完全競争等の一定条件を付すことによって一致するものであり、広い意味での割引現在価値と考えることができる。そうであれば、割引現在価値を基礎とする計算体系（資本価値と利益の計算的關係）、したがって成果資本維持計算が時価会計を基礎づけていると解釈することができるであろうと指摘したのである。」<sup>17)</sup>と井上は述べるのである。

飯野説における存在論的というのは、いうならば法律的貸借対照表論から

会計的慣行の妥当性に理論的根拠を与えようとする流れのものであった。我が国の企業会計原則がどの程度「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」であったのか、その文言を信じるのみであるが、会計原則というものができる以前のものは自主的に商人により実践されていた会計方法であろう。それに対して、近年の会計基準はどのようなものなのであろうか。貸借対照表論争史における商法のような位置に対比されるべきものなのであろうか、あるいは記帳実践を教える簿記のような位置、慣習のような位置に対比されるべきものなのであろうか。井上の事実説明理論とは、時価評価導入を取得原価主義の拡張・延長で考える立場（これが存在論的なもののように思われるのであるが）と、時価評価導入に際して取得原価主義会計と首尾一貫性を欠いても利用者志向型であるべきだ、情報の利用者の意思決定一有用性の観点から財務会計は構築されるべきだ、という多分に規範論的な立場とを超克しようというものであろうから、現行の会計基準が規範であってもそれらを含めて、その基底に割引現在価値計算がある、ということを解明した理論であると思われる。

井上は、「著者はどの種類の支持論者でもないことを言明しておこう。」という。そして「本書は規範論を展開しているものではなく、事象説明理論は方法論として仮説演繹法を採用する。もし、ある「仮説」を採用すれば、その理論的な帰結（演繹的推論）はどうなるかという形での全称条件法命題（言明）の連鎖を考えているからである。いずれの社会的機能を望ましいと考えるのかを判断すること、すなわち、価値判断をするのは読者自身である。」（序6-7頁）という。これが私にとってつまずきの石の一つであった。しかし井上は「改訂版」の序（2頁）で、米国の会計学会の1966-1968年委員会が主張した意思決定モデルの二つの要素、インカム・ゲインとキャピタル・ゲインを出発点として、キャピタル・ゲインに焦点を合わせて立論する。キャピタル・ゲインは株式でいえば購入時と売却時の価格差であるから、売却時の

株価の予測が重要となる。株価は理論的には1株当たりの企業価値を反映するものと考えられる。将来の1株当たりの企業価値の予測が重要。企業価値は理論的には企業のネット・キャッシュ・インフローの割引現在価値で決まるので、投資意思決定にとって有用な情報は企業の将来キャッシュ・インフローと将来・キャッシュ・アウトフローに関する情報であるから、財務会計は投資者が投資意思決定を行うのに有用な情報としての将来キャッシュ・フロー情報を提供する計算体系として形成されるべきであるということが通奏低音である、と述べている。類型で論じられている会計を組み込み体系化した、これが井上財務会計論であると思うのであるが、しかし、割引現在価値などというものは遍計所執性（言葉と思いで心の外に実体として存在すると考えられ、しかも執着されたもの）の典型のように思える私には、企業価値などの理論に違和感を覚える。予測情報ということもどの程度妥当なものであるのか、確率論では対処できない不確実性の社会において予測というものをどのように考えるべきなのか、私には課題が多すぎる。私が考えていることを超えたところで検討されている理論を検討し、また、取得原価主義の拡張論者に入る者としては井上に指摘されていることを考え検討していただく。

運慶にはなれない者の中間レポートである。

## 注

1. 井上良二 (2014)、2-3 頁。
2. 飯野 (1979)、280 頁。

もっとも会計目的がいらぬということではない。ドイツ貸借対照表論史で問題であったのは、財産の所有目的からの評価・分類、財産計算ということから損益計算目的重視への展開であったのであるから。資金的損益貸借対照表の軌跡は、商人的または企業的貸借対照表論、存在論的貸借対照表論が問題であったのだから。ただし、その「目的」がどのように捉えられるか、その在り方が問題である。それは存在論的なのである。規範論的ではない。

存在論的に目的を考えるということは、理論外部から目的を持ってくることではない。それでは規範論になってしまう。したがって理論の内部から目的を見出すことである。ここでは存在論的損益計算から目的を析出することである。これが飯野説の資金的損益貸借対照表論をさらに展開することになるものと思われるのである。

それでは存在している損益計算とは何か。それは現行で行われている企業の会計であろう。それはいろいろな会計基準で指導されている。それらの会計基準の目的は同じであろうか。それぞれの会計基準自体を取り上げることも必要であろうが、経済活動をしている多く人々のその根底にあると思われる利潤についての考え方、岩井克人いう「価値体系の間にある差異性が利潤」であるということが土台になると思うのである。それが根本ではないだろうか (今井 2013a、19-20 頁)。井上は、「第 13 章 金融商品会計」のところで、企業の価値形成には次の三つの形態があると考えられるとして、(1)形態的变化、(2)場所的变化、(3)時間的变化ということを述べている (2014、254-255 頁)。また井上 (2000) の 8 頁。

3. 井上、前掲書、6 頁。
4. 同上書、7 頁。図表 1-2 から抜粋。
5. 同上書、7-11 頁。
6. 同上書、11-13 頁。

飯野 (1993、第 11 章第 1 節) は、損益に期間損益と時点損益があり、期間損益の計算方法として (1)財産法と (2)損益法があると述べる。

決算日における時点損益の計算には二つの方法が考えられるとして、第 1 法はストックの面から、第 2 法はフローの面から把握しようとするものであると述べている。

第 1 法 決算日の資産の額－決算日の負債の額＝決算日における時点損益

第 2 法 創立時からの期間損益の合計－創立時からの現金配当や役員賞与などによる利益処分合計額＝決算日における時点損益

貸借対照表は第1法により損益計算を行っているので、期間損益と時点損益とを計算できる。資金的損益貸借対照表は「財産法」によるものであるとした。このように考えると飯野説は、第二の類型に属するとするのが良いのではないだろうか。しかし、第1法の式での用語を(1)財産法の計算式で使用されている用語、

期間損益計算 = (期末資産 - 期末負債) - 帳簿上の期末資本  
と変えているのは気になるところであるが、混同しやすくなるので避けたのであろうと解釈したい。

7. 同上書、13-14 頁。
8. 同上書、15 頁。類型論で割り切れないところが当然あるので、若干のコメントが付されているのであるが、粹だけ抜粋。
9. 同上書、15-16 頁。
10. 同上書、27-29 頁。
11. 同上書、30-32 頁。
12. 同上書、33-34 頁。
13. 同上書、34-36 頁。
14. 同上書、37-38 頁。

井上の時価会計論の立場からのいわゆる取得原価主義会計の批判であるが、このような記述から判断すれば、過去に井上が有価証券は費用性資産であり、時価評価すべきではなく取得原価で評価すべきものであるとしたことは、自身の立つ理論的立場ではなく、相手の、取得原価主義論者の理論的立場はこうあるべきであるということによる論稿であったと考えるべきであったのであろう。

15. 中瀬忠和 (2014)、378 頁。
16. 井上前掲書、67-68 頁, 71-72 頁。
17. 同上書、76-77 頁。

## 参考文献

- 飯野利夫 (1979) 『資金的損益貸借対照表への軌跡』 国元書房。  
—— (1993) 『財務会計論 [三訂版]』 同文館。  
石川純治 (2000) 『時価会計の基本問題』 中央経済社。  
岩田巖 (1951) 『利潤計算原理』 同文館。  
井上良二 (1993a) 「有価証券評価益の会計処理について」 『會計』 第144巻第2号、153-168頁。  
—— (1993b) 『最新財務会計論』 中央経済社。  
—— (1996) 「市場性ある有価証券の性格とその測定」 『JICPA ジャーナル』 No.487、54-59頁。  
—— (2014) 「第1編 財務会計論の基礎」 井上良二編著 『新版財務会計論 (改定版)』 税務経理協会、2-92頁。  
今井敏博 (2000a) 「会計の対象についての一考察」 『函大商学論究』 第32輯第2号、41-60頁。  
—— (2000b) 「対象としての会計」 『税経通信』 2000年5月号、221-227頁。  
—— (2013a) 「資金的損益貸借対照表論への一步」 『商学論纂』 第54巻第6号、1-28頁。  
—— (2013b) 「資金的損益貸借対照表と会計の職能」 『函大商学論究』 第45輯第2号、1-23頁。  
岩井克人 (2000) 『二十一世紀資本主義』 筑摩書房。  
北村敬子 (2014) 「公正価値会計の意義とその展開」 北村敬子編著 『財務報告における公正価値測定』 中央経済社、1-12頁。  
佐々木閑 (2013) 『仏教は宇宙をどう見たか』 化学同人。  
武田隆二 (2008) 『最新財務諸表論第11版』 中央経済社。  
中瀬忠和 (2014) 「会計 / 会計学の対象について考える」 『商学論纂』 第56巻第3・4合併号、339-381頁。  
夏目漱石 (1907) 「文藝の哲學的基礎」 『漱石全集第十一巻 評論雜篇』 岩波書店 1975年、50-96頁。  
廣松渉・吉田宏哲 (1979) 『仏教と事的世界観』 朝日出版社。